

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 丸全昭和運輸株式会社
代表者名 取締役社長 野口 正剛
(コード番号 9068 東証第1部)
問合せ先 総務部長 中野 正也
(TEL 045-671-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 107 回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備えおかなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利制限) 第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> | <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利制限) 第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14条 ～ 現行どおり（条文省略）</p> <p>第48条 (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第13条 ～ 現行どおり（条文省略）</p> <p>第47条 (附 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p> |